【塔婆販売規約】

本規約は、当社所定申込書裏面、郵送書面・電子メール等送信書面、又は、ウェブサイト閲覧に供しているものです。

第１条（本規約）

１．本規約は、ロジスティード東日本株式会社（以下「当社」といいます）が、注文者（以下「注文者」といいます）との間で行われる塔婆及び関連商品の売買契約を含む一切の取引（以下「本取引」といいます）に適用されます。

２．注文者による注文が①第２条第１項の申込書記入による場合は当社所定申込書裏面にある本規約をお読みいただき、②電話、ファクシミリ、電子メール送信による場合は、当社受電者の口頭案内、書面の郵送又は電子メール送信、若しくは注文者のウェブサイト閲覧により注文者が本規約を閲覧するものとし、本規約に同意いただくものとします。注文者は、本規約は、民法第 548 条の 2 に基づき、予め本規約を契約内容とする旨を注文者に表示していることに同意するものとします。

第２条（契約の成立）

１．注文者が当社所定の申込書を記入し当社に提出した申込み行為と、当社が当該申込書を受理し商品発送手続又は受注確認のご連絡をした時点で、契約が成立するものとします。

２．注文者からの①電話による申込み、②ファクシミリ又はその他電子メール送信による申込み時は、当社が当該申込みを受理し商品発送手続又は受注確認のご連絡をした時点で、契約が成立するものとします。

第３条（解除、返品交換）

１．本取引に基づく商品は申込みごとに出荷・製造手配を行うため、注文者都合による契約成立後の解除がされた場合は、当社は当該出荷製造手配に係る料金を注文者に請求するものとします。

２．本取引は、当社からの勧誘電話、営業電話及び新聞、雑誌、インターネット上の当社広告に応じた注文者が申込むものでないため特定商取引法の適用がないことを確認します。

第４条（検収期限）

１．本取引に基づく商品が到着したときは、直ちに数量および破損・誤字の有無を確認するものとします。

２．本取引に基づく商品到着日から 5 日以内に注文者が通知しない場合、又は、本取引に基づく商品を使用（法要での配布・建立等）した場合は、理由の如何を問わず、以降の交換及び返品には応じかねます。

第５条（支払期日）

１．本取引に基づく代金は、当社が別途郵送する専用振込用紙を用いて当社指定の銀行口座に対し、当社指定の支払期限までにお支払いください。

２．銀行振込による支払いに要する振込手数料は注文者のご負担となります。

第６条（所有権）

本取引に基づく商品の所有権は、当社が注文者から代金支払いを受けた時点で、当社から注文者へ移転するものとします。

第７条（遅滞対応）

本取引に基づく代金支払いに遅延が生じ、又は遅滞のおそれがある場合は、速やかにその旨、理由及び対応予定を当社に通知するものとします。

第８条（期限の利益の喪失）

注文者が次の各号のいずれかの事由に該当したときは、当然に本取引に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

（１）本取引に基づく代金支払いが遅滞し、当社から支払を書面等で催告されたにもかかわらず支払われなかったとき。

（２）自らが振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は支払いを停止したとき。

（３）差押、仮差押、仮処分、競売、その他公権力による処分を受けたとき。

（４）第三者による破産、民事再生、あるいは会社更生などの申立てを受けたとき又は自らが破産、民事再　生あるいは会社更生などの申立てをしたとき。

（５）注文者が本規約に違反し、当社からの是正要請通知にかかわらず是正されないとき。

第９条（文字入れ・仕様の免責）

１．塔婆は天然木を使用しているため、軽微な反り、色ムラ、木目による文字のかすれ等が発生する場合がありますが、天然木の特性によるため当社は返品又は交換しないものとします。

２．注文者からの電話による口頭での文字指定(戒名等)は聞き間違いによる誤字のリスクがあるため、原則として郵送、ファクシミリ又は電子メール等による書面での原稿送付をお願いしています。電話又は当社来訪による口頭のみの指定による誤字又は脱字は、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は一切の責任を負いかねます。

第１０条（配送遅延の免責）

天災地変、交通事情、運送会社の都合その他当社の責に帰さない事由による配送の遅延、または不着により注文者に生じた損害（逸失利益等を含む）について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第１１条（反社会的勢力の排除）

１．注文者は、現時点及び将来にわたって、自己が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し確約します。本条で反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいいます。（１）現在又は過去に反社会的勢力であること、（２）反社会的勢力が経営を支配していること、（３）代表者、責任者又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること、（４）暴力的ないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、若しくは報道その他により一般に認識されること又はこの者とかかわり、つながりを持つこと。

２．注文者は、反社会的勢力と次の各号のいずれの関係も有しておらず、将来も持たないことを表明し確約します。（１）自己又は第三者の不正の利益を図る目的をもってするなど不当に反社会的勢力を利用する関係、（２）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜の供与をするなど反社会的勢力に関与する関係、（３）その他社会的に非難されるべき関係。

３．注文者は相手方に対して、次の各号のいずれの行為も、自ら又は第三者を利用して行わないことを確約します。（１）暴力的な要求行為、（２）法的な責任を超えた不当な要求行為、（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、（４）風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用い、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、（５）その他前各号に準ずる行為

４．注文者は、自己が注文その他本取引に関与する者（個人か法人かを問わず、数次の取引先等第三者として関与する者を含み、以下「履行補助者」という。）が、第１項又は前項各号のいずれかに該当した場合は直ちに履行補助者との契約を解除する。

５．注文者は、自己又は履行補助者が、本取引に関連して反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は拒否し又は履行補助者に拒否させ、速やかに当該事実を当社に報告し捜査機関への通報に要する協力を行う。

６．注文者が本条第１項から前項までに違反していることが判明した場合、または反社会的勢力のために商品を利用（暴力団関係者の　葬儀・法要等での使用を含む）することが判明した場合、当社は事前の通知や催告なしに、直ちにすべての取引を停止し、契約を解除することができます。

７．前項の規定により契約が解除された場合、注文者に損害が生じても当社は一切の賠償責任を負いません。また、これにより当社に損害が生じた場合、注文者はその損害を全額賠償するものとします。

第１２条（合意管轄）

本取引に関して紛争（調停を含む）が生じた場合、当社本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上